

## データが必要な書類及び注意事項

### (1)顔写真のデータ (JPG、JPEG)

- ・6月以内に撮影した無帽、上半身、無背景のカラー写真
- ・提出された写真が判定士証に貼付されます

### (2)各資格者証等のデータ (PDF,JPG,JPEG)

次ページの資格要件(ア～ス)を確認し、対応する各資格者証のデータを添付してください

- ・在学期間を証明する書類 (ア)
- ・卒業証明書 (イ)(ウ)(エ)(オ)
- ・認定講習会終了証 (カ)
- ・技術士の登録証 (キ)
- ・建築士の登録証 (ク)(サ)
- ・施工管理技士の合格証明書 (シ)(ス)
- 添付不要 (ケ)(コ)

○写真撮影される場合は全景を映してください(部分拡大のみは不可)

○資格者証等に裏面があっても、原則、裏面の添付は不要です

○文字が不鮮明である場合等、再提出を求めることがありますので添付前に確認してください

文字が鮮明であるなら白黒でも構いません

### (3)実務経験証明書(様式3)のデータ (PDF,JPG,JPEG)

次ページの資格要件(ア～ス)に対応する実務経験証明書(様式3)を添付してください

- ・技術に関する1年以上の実務経験 (ア)
- ・技術に関する2年以上の実務経験 (イ)(キ：水道部門 or 衛生工学部門)
- ・技術に関する3年以上の実務経験 (ウ)(ケ)
- ・技術に関する4年以上の実務経験 (エ)(サ)
- ・技術に関する7年以上の実務経験 (オ)
- ・技術に関する8年以上の実務経験 (ス)
- ・業務に関する10年以上の実務経験 (コ)
- ・技術に関する10年以上の実務経験 (カ)
- 添付不要 (キ：建設部門)(ク)(シ)

○証明書は証明者の自署又は押印のどちらかは必須です

全てワープロ入力のデータは不可。原本をスキャン or 写真撮影の形式

○写真撮影される場合は全景を映してください(部分拡大のみは不可)

○写真撮影され、証明書が2枚ある場合は1枚ずつの写真としてください

3枚以上の場合は写真の添付ができませんので、まとめてスキャンしPDFで添付してください

○文字が不鮮明である場合等、再提出を求めることがありますので添付前に確認してください

文字が鮮明なら白黒でも構いません。

## 被災宅地判定士の資格要件

### ア 大学院在学経験者：盛土法告示第1号、都計法告示第1号該当

大学（短大を除く。）の大学院若しくは専攻科又は旧大学の大学院若しくは研究科に一年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して一年以上の実務の経験を有する者及び都市計画又は造園に関する事項を専攻した後、宅地開発に関する技術に関して一年以上の実務経験を有する者

必要な添付書類 ( 在学の期間を証明する書類（必要な場合において履修科目証明書を追加）  
実務経験証明書（様式3）)

### イ 大学卒業者：盛土令22条第1号、都計規則第19条第1号イ該当

大学（短大を除く。）又は旧大学で、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して二年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して二年以上の実務経験を有する者

必要な添付書類 ( 卒業証明書（必要な場合において履修科目証明書を追加）  
実務経験証明書（様式3）)

### ウ 3年課程の短期大学卒業者：盛土令22条第2号、都計規則第19条第1号口該当

短大で正規の土木又は建築の修業年限三年以上の課程（夜間を除く。）を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して三年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して三年以上の実務経験を有する者

必要な添付書類 ( 卒業証明書（必要な場合において履修科目証明書を追加）  
実務経験証明書（様式3）)

### エ 短期大学、高等専門学校卒業者：盛土令22条第3号、都計規則第19条第1号ハ該当

前項以外の短大、高等専門学校、旧専門学校で正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して四年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して四年以上の実務経験を有する者

必要な添付書類 ( 卒業証明書（必要な場合において履修科目証明書を追加）  
実務経験証明書（様式3）)

### オ 高等校卒業者：盛土令22条第4号、都計規則第19条第1号ニ該当

高等学校又は旧中等学校において正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発の技術に関して七年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して七年以上の実務経験を有する者

必要な添付書類 ( 卒業証明書（必要な場合において履修科目証明書を追加）  
実務経験証明書（様式3）)

### カ 認定講習会修了者：盛土法告示第4号、都計法告示38第2号該当

土木又は建築の技術に関して十年以上の実務経験を有する者及び宅地開発に関する技術に関する七年以上の実務経験を含む十年以上の都市計画、造園に関する実務経験を有する者で認定講習を修了した者

認定講習会修了証の写し  
必要な添付書類 ( 実務経験証明書（様式3）)

### キ 技術士：盛土法告示第2号、都計規則第19条第1項ホ（都計法告示39）に該当

技術士法における第二次試験において技術部門を建設部門とするものに合格した者及び技術部門を水道部門又は衛生工学部門とするものに合格し、合格の後、宅地開発に関する技術に関して二年以上の実務経験を有する者

技術士の登録証の写し  
必要な添付書類 ( 実務経験証明書（様式3）)

### ク 一級建築士：盛土法告示第3号、都計規則第19条第1号ヘ該当

一級建築士の資格を有する者

必要な添付書類 一級建築士登録証の写し

### ケ 自治体等職員（現場監理・発注・建築確認部門）：登録要綱第4条第1項第2号該当

国又は地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務経験を有する者

必要な添付書類 実務経験証明書（様式3）

	<p><b>コ 自治体等職員（管理部門）：登録要綱第4条第1項第3号該当</b> 国又は地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発について10年以上の実務経験を有し、知事が認めた者</p> <p><b>必要な添付書類 実務経験証明書（様式3）</b></p>
	<p><b>サ 二級建築士：登録要綱第4条第2項該当</b> 建築士法による二級建築士として4年以上の実務を有するもの （二級建築士登録証の写し）</p> <p><b>必要な添付書類 実務経験証明書（様式3）</b></p>
	<p><b>シ 一級施工管理技士：登録要綱第4条第2項該当</b> 建設業法による土木・建築・造園に関する一級施工管理の資格を有するもの</p> <p><b>必要な添付書類 一級技術検定合格証明書の写し</b></p>
	<p><b>ス 二級施工管理技士：登録要綱第4条第2項該当</b> 二級施工管理の資格を有し、8年以上の実務経験を有するもの （一級技術検定合格証明書の写し）</p> <p><b>必要な添付書類 実務経験証明書（様式3）</b></p>

注) 表の左側の番号は、長崎県被災宅地危険度判定士認定登録要綱の該当条文に対応している。

登録要綱第4条第1項第1号

登録要綱第4条第1項第2号

登録要綱第4条第1項第3号

登録要綱第4条第2項

注) この面で

「盛土令」とあるのは「宅地造成及び特定盛土等規制法施行令」を、  
 「盛土法告示」とあるのは「昭和37年3月29日付建設省告示第1005号」を、  
 「都計規則」とあるのは「都市計画法施行規則」を、  
 「都計法告示38」とあるのは「昭和45年1月12日付 建設省告示第38号」を、  
 「都計法告示39」とあるのは「昭和45年1月12日付建設省告示第39号」を表す。  
 「登録要綱」とあるのは「長崎県被災宅地危険度判定士認定登録要綱」を表す。